

# 委員会行政視察報告書

令和8年6月16日提出

井原市議会議長 山下憲雄 様

報告者 議会運営委員会

委員 長 多 賀 信 祥  
 委 員 惣 台 己 吉  
 委 員 坊 野 公 治  
 委 員 上 野 安 是  
 委 員 宮 地 俊 則  
 委 員 佐 藤 豊  
 議 長 山 下 憲 雄

期 間	令和8年5月19日（火）～令和8年5月20日（水）
出張先及び担当職員職名・氏名	福岡県古賀市議会：【議会】議会運営委員会 奴間委員長、井之上副委員長 【議会事務局】中島参事補佐 福岡県太宰府市議会：【議会】議会運営委員会 笠利委員長、木村副議長 【議会事務局】杉山局長、花田議事課長、木村書記
出張者氏名	多賀信祥、惣台己吉、坊野公治、上野安是、宮地俊則、佐藤豊、山下憲雄、岡崎祐一（議会事務局）
調査項目	福岡県古賀市議会 ・議会基本条例、議員間討議、会派制等について 福岡県太宰府市議会 ・議会基本条例、会派制、議員間討議等について
(概要)	別紙のとおり
(所感)	別紙のとおり

1. 報告書は、視察・研修終了後、1カ月以内に提出してください。
2. 概要、所感については、別紙を添付してください。
3. 所感には、1行目の右端に委員名を記載してください。

## 議会運営委員会行政視察概要

### 【古賀市議会】

1 視察日 令和8年5月19日（火）

2 視察項目 議会基本条例に基づく議会運営及び議員間討議の運用について

### 3 古賀市議会の概要

古賀市は人口約5万9千人、議員定数19人の市議会である。

古賀市議会では、議会運営委員会を中心に議会改革に継続的に取り組んでおり、2014年4月に議会基本条例を施行している。

また、「議会は議論の府であること」「合議制機関であること」を重視し、議員相互の自由討議を尊重することを議会基本条例に明記している。また、条例制定後もBCP、災害対応、オンライン委員会など、社会情勢に応じて条例や会議規則の見直しを継続している点が特徴である。

### 4 主な取組内容

#### (1) 議会基本条例の制定と継続的な検証

古賀市議会では、2011年に議会基本条例調査特別委員会を設置し、市民アンケートやワーキングチーム、パブリックコメント等を実施しながら約2年間の検討を経て条例を制定している。

条例制定後も、災害対応条項の追加、感染症対応を踏まえた改正、オンライン委員会への対応、議会BCPの策定・改定など、継続的な検証と改善を行っていた。

#### (2) 議員間討議（自由討議）の運用

古賀市議会では、議会基本条例第4条において、「議員相互の自由な討議を尊重しなければならない」と規定している。

また、会議規則において、質疑終了後に議長または委員長が必要と認めた場合、又は動議があった場合に自由討議を行うことができる旨を規定していた。

討議は「必ず行う」ものではなく、議案や論点に応じて委員長等が判断して運用されている点が特徴であった。

#### (3) 討議の活用事例

古賀市議会では、補正予算審査、自治基本条例策定委員会設置条例審査、決算審査、まち・ひと・しごと特別委員会などにおいて自由討議を実施していた。

特に、市民建産委員会では自由討議を経て附帯決議を決議した事例が紹介され、討議が単なる意見交換にとどまらず、委員会としての意思形成に活用されていることが確認できた。



## 【太宰府市議会】

1 視察日 令和8年5月20日（水）

2 視察項目 議会基本条例に基づく議会運営、会派代表者会議の運用及び広聴活動について

### 3 太宰府市議会の概要

太宰府市は人口約7万人、議員定数18人の市議会である。

太宰府市議会では、平成23年より議会改革に着手し、議会改革特別委員会を設置して検討を重ね、平成26年4月に議会基本条例を施行している。

条例制定にあたっては、市民への議員アンケートや全国的な条例制定の流れも参考にしながら、「議員としての資質向上に努め、市民に信頼される議会を目指す」との理念のもと検討が進められたとのことであった。

また、条例制定後も4年に一度の検証を行い、必要に応じて見直しを行っていることが特徴である。

### 4 主な取組内容

#### (1) 会派代表者会議の運用

太宰府市議会では、会派代表者会議について会議規則等に基づき運用されており、議会運営委員会とは別に、議長及び各会派代表者等による協議・調整の場として機能していた。

主な協議事項として、議会運営に関する事項、議案の取り扱い、議員間の連絡調整などが挙げられていた。

また、会派に所属しない議員についても、必要に応じて情報共有や意見聴取を行うなど、議会全体としての合意形成を意識した運用がなされていた。

#### (2) 議会基本条例の検証

太宰府市議会では、議会基本条例について内部評価による検証を実施しており、条例の条項ごとに、取組状況、評価、課題、今後の取組を整理して検証を行っていた。

特に、広聴活動や自由討議についても評価項目として整理されており、条例を制定して終わりではなく、継続的な改善につなげようとする姿勢がうかがえた。

#### (3) 広聴活動「市民と議会の意見交換会」

太宰府市議会では、議会基本条例に基づく広聴活動として、「市民と議会の意見交換会」を実施していた。

意見交換会は常任委員会ごとに分かれて実施され、市民が自由に参加できる形式で、市民の意見を直接聞く場、議会活動を知ってもらう場として運営されていた。

また、託児サービスを設けるなど、参加しやすい環境づくりにも配慮されていた点が印象的であった。



(所感)

委員長 多賀 信 祥

### 【古賀市議会】

井原市議会においても議会基本条例に「議員間討議を中心とした運営」が規定されているが、古賀市議会では理念規定にとどまらず、会議規則に自由討議の運用を位置付け、実際の委員会審査の中で継続的に活用されている点が大変参考となった。

特に印象的であったのは、議事差配や進行について深い理解のもと、様々な視点から議論を積み重ねた結果として現在の運用が築かれていることである。

また、古賀市議会では質疑終了後に執行部が退席し、その後に議員間討議を行う運用が取られていた。井原市議会では質疑から採決まで執行部が同席する運用であるが、この方法であれば職員の時間を必要以上に拘束することなく、議員同士が腰を据えて議論を交わすことができると感じた。

さらに、井原市議会基本条例を改めて読み返すと、「議会は、市長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ…」との明記があり、この考え方はまさに古賀市議会の運用にも通じるものではないかと感じた。

井原市議会においても、討議の運用方法や議事進行の在り方について、議会運営委員会を中心に検討を深めていく必要があると考える。

### 【太宰府市議会】

太宰府市議会では、議会基本条例を制定して終わりとはせず、定期的な検証を行いながら、議会運営や広聴活動の改善につなげている点が大変参考となった。

特に印象に残ったのは、広聴活動として実施されている「市民と議会の意見交換会」である。研修中、私から広聴活動の難しさについて質問した際に紹介いただいた取組であり、常任委員会ごとに市民と直接意見交換を行う形式は、市民に議会を身近に感じてもらうとともに、議会として市民の声を直接聞く大変有効な取組であると感じた。

また、託児サービスを設けるなど、幅広い世代が参加しやすい工夫がされていた点も印象的であり、広聴活動を単なる意見聴取ではなく、「参加しやすい環境づくり」と併せて考えていることがうかがえた。

井原市議会においても、広聴活動の在り方や市民との意見交換の方法について、研究・検討を深めていく必要があると考える。

(所感)

委員 惣 台 己 吉

### 【古賀市議会】

2014年議会基本条例を施行、施行後も災害・感染症対応、オンライン委員会対応など基本条例や会議規則の改正など行い、継続的な検証を行っている。

議員間討議は議員相互の自由な討議を尊重しなければならないと基本条例に規定し活動している。

会派制は政策立案、政策決定、政策提言などに関し必要に応じ運用している。

### 【太宰府市議会】

議会基本条例の点検、検証は議会運営委員会で毎年度の点検、4年に一度の検証を行っている。

会派制は会派代表者会議における合意形成の進め方は、議会運営委員会では委員長が議事進行を行っているが、会派代表者会議では議長が議事進行を行っている。

無会派議員についても、情報共有や意見聴取を行うなど、議会全体としての合意形成を意識した運用がされている。

井原市議会も議会改革特別委員会を設置し、継続的な調査、研究及び改善提案を行い議会改革を体系的且つ持続的に推進しなければならないとし、今後のスケジュールは「現状分析」、「議会基本条例に基づく議会活動評価の仕組みづくり」、「議会基本条例に基づく議会活動の市民評価、内部評価」を実施し、活動状況を検証することとなった。

市民福祉の増進と市政の発展を目指さなければならない。

(所感)

委員 坊野 公治

### 【古賀市議会】

議員間討議に関して「議員相互の自由な討議を尊重しなければならない」と規定している。会議において質疑終了後、執行部退席の後、議員間討議を行っている。この方法だと執行部に気を使うことなく議論ができるが、質疑を十分に行って終結する必要がある。付帯決議を付ける場合はここで議論ができ、時間が取れるので、いい方法だと考える。

基本条例の件ではないが、3月の予算議会の日程の組み方は参考になると思う。現在の本市の日程では、議案が出てから締め切りまで土日を含めて4日しかないので、新年度予算に関する質問を考える時間が少ない。古賀市の日程を参考にしていきたいと思います。

### 【太宰府市議会】

会派を中心とした議会運営を行っているが、2名以上を会派とし、1名が議会運営委員会に入れる規定のため、2名会派が乱立して議会運営委員会の人数が増えている。井原市議会においては定数を決めているので、たとえ乱立してもそのような状況にはならないが、参考となる事例であった。

会派代表者会議の運用に関しては、本市においても議会運営委員会とのさび分けが必要と考える。

広聴活動においては「市民と議会の意見交換会」を実施していて、出向いてもらって、委員会ごとに分かれて意見交換をする方法をとられていた。市民の方から出向くことにより意識を持つようになり、委員会で分かれることで議論の集約ができやすいと考える。井原市議会においても「市民の声を聴く会」でも過去に委員会ごとに質問を受けたことがあるが、市民の人にはわかりにくいとの話になったことがあるので、太宰府市の方法は参考にしたいと考える。

(所感)

委員 上野 安 是

## 【古賀市議会】

### 議員間討議

各委員会において、質疑終結後に執行部の退席を促し、その後委員のみで議員間討議・討論・採決、という手順で進められていた。このフローは井原市議会でも一考の余地があると考ええる。

### 議事日程

当初予算を審議する定例会においては、

- (初日) 開会、施政方針演説
- (第2日) 施政方針演説に対する代表質疑
- (第3日～) 各委員会
- (第9日～) 予算審査特別委員会・質疑
- (第18日～) 一般質問
- (第24日) 予算審査特別委員会・討論・採決
- (第26日) 閉会

で進められていた。これも一考の余地あり、と考える。

## 【太宰府市議会】

### 議員間討議

予算決算特別委員会において、一般会計、特別会計、企業会計毎の質疑終結後に「意見交換」の場が設定されていた。

明確に議員間討議の場を設定することで議論が深まると考える。

### その他

「市民と議会の意見交換会」について

所定の場所に市民の方から出向いてもらい行われていた。この方式も参考にすべきと考える。

「広報誌」について

市広報誌＋議会だより合併号(44ページ)として発行されていた。読まれ易さという点において一考の余地ありと考える。

(所感)

委員 宮 地 俊 則

## 【古賀市議会】

古賀市議会においては、議会基本条例が施行されたのは井原市議会の3年後でしたが、東日本大震災、コロナ禍などに当たり、井原市議会が対応マニュアル等で対応したのに対し、基本条例そのものを素早く改正しておられました。

これも基本条例制定に尽力した当時の議長（現議会運営委員長）の並々ならぬ決意、『改革の検討から実現へ』すなわち「議案に対する活発な質疑、決算審査の充実と予算や施政方針への反映、各常任委員会における所管事務調査と提言など議会の役割を発揮するために努力する」との言葉に委員長の思いのすべてが込められていました。

今回の視察のメインテーマである「議員間討議」ではこれに関する基本条例の条文や説明は井原市議会とほぼ同様でしたが、実務・運用に関しては正に目から鱗が落ちる思いで大変参考になりました。

というのは、井原市議会ではこれまでその運用の流れがつかめず、実践に中々踏み切れなかったのですが、古賀市議会では、『**質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたとき又は動議があったときは、会議に諮って自由討議を行うことができる。**』と会議規則でその運用を規定されていました。

つまり、主として委員会において質疑終了後、執行部は退席し、その後自由討議、討論、採決といった流れになります。こうすれば、議案・予算案等に対し、執行部説明・質疑終了後、議員間の自由闊達な討議の時間を設けることができるというものです。

言われてみればなるほどとなりますが、これまで執行部同席のもと、質疑⇒討論⇒採決の流れは不変のものとの思い込みが私たちにあったからに他なりません。

もっと柔軟な思考力を持たなければ、と改めて感じさせられました。

古賀市議会では実際に「自由討議」を幾度も実践し、中には「付帯決議」や「決議」に結びつけ、市長への要望へと結実させておられました。

なお、実践する上での注意事項として、

- ① 討議後、執行部への質疑は出来ないの、事前に洩れのないよう済ませておくこと。
  - ② 発言された意見は尊重し、否定や批判はしないこと（大宰府市議会）。
- などがありました。

さっそく持ち帰り、出来るだけ早く井原市議会にふさわしい『議員間討議』を作り上げていかなければ、と考えています。

## 【太宰府市議会】

太宰府市議会の議会基本条例制定の背景には、平成17年に国が推進した「行財政改革」の一環として様々な経費削減が謳われ、議会改革の視点から定数削減、基本条例の制定へと進められたようです。平成26年基本条例が制定され、現在では4年に一度検証が行われています。

- 会派制は古賀、太宰府市議会とも同じような位置づけで、会派代表者会議については、
- ・各会派間の意見の調整、連絡及び協議等を行うため（古賀市議会）
  - ・議会運営委員会での議論にそぐわない事項が代表者会議で議論される（大宰府市議会）
- 例：①議員活動申し合わせについて ②選挙活動申し合わせについて

とのことでした。いずれにしても「会派代表者会議」は協議・調整機能を持つものであり、議決機関ではないことが確認されました。

議員間討議については、太宰府市議会では「意見交換」という名目で自由討議の場を設定していますが、形骸化しているとのことでした。

予算・決算特別委員会でそれぞれ質疑終了後に「意見交換」を設定しているようですが、執行部同席のままで行われており、色々不都合があるとのことでした。

この点が本市も同様で中々実践に踏み切れなかった一因でもありました。

その他、太宰府市議会では広聴活動として「市民と議会の意見交換会」を開催しています。同一会場において常任委員会ごとに部屋を分かれて行われ、市民が自由に参加できる形式になっています。各グループそれぞれテーマが違い、30分間のローテーションで回転するようになっています。準備など議会の負担も少なく、市民も参加しやすくユニークで興味深いやり方であり、大いに参考にしたいと思います。

この度の視察では両市とも同じテーマでしたが、それぞれ市議会としての苦労や決意、ジレンマや裏話など現地ならではの意見交換ができて、大変実り多い視察になったものと思います。今後の議員・議会活動にしっかり生かしていかなければと感じさせられた視察でありました。

(所感)

委員 佐藤 豊

### 【古賀市議会】

2014年に議会基本条例を施行され、条例に沿った議会運営及び検証を行いながら議会の活性化に取り組まれている古賀市議会の議会運営について視察を行った。

特に基本条例の検証では、コロナウイルス感染症流行時に災害や感染症等の不測の状況下における議会の行動マニュアルを追加し、議会の対応を明確にされていた。また、基本条例の13条にある政策推進会議を開催し、議員から寄せられた複数の政策テーマを議論し、議会として提言としてまとめ、まとめた提言を市長に政策提言として提出。そうした取組の成果が地域公共交通の拡充、地域防災の推進、地球温暖化対策の推進につながり、成果として残されていることは議会人として参考となる取組と感じた。

### 【太宰府市議会】

大宰府市議会の視察では、議会基本条例にある市民との意見交換については、市議会側が日時と場所を決めたチラシを作製配布し、申し込み不要で誰でも参加できる形の意見交換会を実施されていた。井原市議会の過去開催した、市民の声を聴く会や主権者教育等の場合には議会から出向いての開催であったが大宰府市議会のような形での開催もあるのだと感じた視察であった。